

平成25年（ワ）第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

## 準備書面（8）

2014（平成26）年1月9日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 鈴 木 堯 博

同 清 水 洋

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 渡 辺 淑 彦  
外

## 目 次

第1	はじめに .....	3
第2	日本の原子力推進政策とその歴史 .....	3
1	原子力利用は核兵器から始まった .....	3
	(1) 核エネルギーの利用は、原子爆弾の開発に始まる .....	3
	(2) 日本での核研究と原爆投下 .....	4
2	戦後の原子力研究の禁止と再開 .....	4
3	国策としての原子力開発・利用体制 .....	5
	(1) 諸外国の動向 .....	5
	(2) 戦後初めての原子力予算 .....	7
	(3) 原子力三法の制定と諸組織の設立 .....	7
	(4) 産業界の動向 .....	8
	(5) 技術開発への国費投入と核燃料開発 .....	9
	(6) 小括 .....	10
4	原子力発電所の設置・運転開始 .....	10
5	事故やトラブルの続発 .....	12
6	事業者の事故隠し .....	14
	(1) 1973年 関西電力・美浜原発における事故隠し .....	14
	(2) 2000年 被告東京電力の事故隠し .....	14
	(3) 電力各社横並びで事故隠し .....	15
7	反対運動と裁判の歴史 .....	16
	(1) 原発の立地点選定の仕組み .....	16
	(2) 立地住民の反対運動 .....	17
	(3) 「原発マネー」による立地住民対策 .....	18
	(4) 住民が問い続ける原子力発電所の「安全性」 .....	19

8	スリーマイル島原発事故とチェルノブイリ原発事故の発生.....	22
9	事件・事故の引き続く頻発と政府の不十分な対応.....	24
	(1) 「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故.....	24
	(2) 東海再処理工場火災・爆発事故.....	24
	(3) JCOウラン加工工場臨界事故.....	25
	(4) 事故隠しの発覚.....	25
	(5) 柏崎刈羽原発事故.....	26
10	小括.....	26
第3	安全神話を支えた体制.....	27
1	推進機関のもとにある規制機関.....	27
	(1) 原子力安全委員会の設置.....	27
	(2) 中央省庁再編の前後を通して推進行政と一体の規制行政.....	29
2	強固な「原子カムラ」の形成.....	30
3	多額の広告・宣伝などメディア対策.....	32
4	教育への介入.....	34
第4	まとめ.....	35

## 第1 はじめに

本書面で原告らは、福島第一原発をはじめとする全国に設置された原発が、被告東京電力を含む電力事業者のみならず、被告国の予算化や法整備、エネルギー政策における積極的な関与、いわゆる「国策民営」の推進政策の下で設置・増設されてきたものであること、原子力のもつ本質的な危険性のゆえに原発もまた危険なものであり、そのため現に国内外の原発で事故やトラブルが続発し、反対運動や裁判が絶えず行われてきたにもかかわらず、被告東京電力を含む電力事業者は事故隠しに及び、被告国も適切な安全対策を施すことなく、むしろ原発は安全であることを大前提とした「安全神話」を作り上げてきたという原発推進政策の歴史を指摘する。

こうした歴史的経過は、原告らが訴状及び準備書面（1）、第2において主張した、被告国に求められるべき規制権限行使のあり方に関わり、予見可能性や期待可能性の前提となる事実である。また、被告東京電力については、故意とも同視しうる重大な過失責任における結果発生認識・予見義務ないしその前提となる調査義務が、なぜ、どの程度要求されるのかという前提事実となるものである。

## 第2 日本の原子力推進政策とその歴史

### 1 原子力利用は核兵器から始まった

#### (1) 核エネルギーの利用は、原子爆弾の開発に始まる

1938年12月、ドイツのオットー・ハーン、フリッツ・シュトラスマン及びリーゼ・マイトナーにより核分裂が発見された。この情報に各国の科学者や軍部が注目し、軍事利用の可能性を検討するようになった。ウラン235を用いた爆弾の開発は、当初イギリスで進められ、原爆の詳細について検討する「モード（MAUD）委員会」を設立、「モード報告書」を作成した。

アメリカは、モード報告書の検討などを経て、1942年8月、ルーズベル

ト大統領の下で原爆開発計画であるマンハッタン計画を発足させた。ここでは、ウランを使用する原爆とプルトニウムを使用する原爆とを同時並行的に検討し、それぞれプラントや巨大工場を建設していた。1945年7月には、ロスアラモスで世界最初の原爆実験を行った。そして、8月6日に広島に濃縮ウラン型原爆を、9日に長崎にプルトニウム型原爆を、それぞれ投下した。

## (2) 日本での核研究と原爆投下

日本でも、1938（昭和13）年からウラン鉱山の開発が行われ、1940年代に入り陸軍の「二号研究」、海軍の「F研究」という二つの原爆研究のプロジェクトが同時並行的に進められた。しかし、その研究内容は、連合国の「マンハッタン計画」どころか、ドイツの研究よりも大幅に劣る内容であり、実験的成果は皆無であった。そして空襲や戦局の悪化に伴い、終戦を前に打ち切られた。

アジア・太平洋戦争は、広島・長崎への原爆投下を経て終結したが、その後も被爆者は急性症状や後遺症に苦しめられた。1945（昭和20）年中に広島で約14万人、長崎で約7万人が死亡したと推定されている。現在でもなお、被爆を原因とする様々な症状に苦しむ被爆者が大勢いるが、政府の原爆症認定基準の問題をはじめ、原爆投下から60年以上経っても、被爆者の完全な救済にはほど遠い状況である。

## 2 戦後の原子力研究の禁止と再開

### (1) 原子力研究の禁止期間

日本における原子力に関する研究は、連合国による占領期間中、全面的に禁止されていた。連合国軍最高司令官総司令部指令第3号（SCAPIN3号、1945〔昭和20〕年9月22日付）第8項では、「日本帝国政府はウランからウラン235を大量分離することを目的とする、また他のいかなる不安定

元素についてもその大量分離を目的とする、一切の研究開発作業を禁止すべきである」とされていたのである。そして、1947(昭和22)年1月30日の極東委員会(FEC)の決定でも基礎研究、応用研究を問わず、日本における原子力分野の研究が禁止されることになった(核分裂性でない放射性アイソトープに関する研究を除く)。

## (2) 原子力研究の再開をめぐる攻防

1952(昭和27)年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約では、日本の原子力研究に関する禁止または制限条項はなかった。そのため、日本の原子力研究は、全面解禁となった。

これを受けて、物理学者の中には、原子力研究を再開・推進させようとする動きが見られた。しかし、他方で、若手物理学者を中心に反対の動きも大きかった。例えば、日本学術会議(1949〔昭和24〕年1月設立)は、1950(昭和25)年4月に「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」を採択し、1952(昭和27)年10月の総会では「原子力委員会を政府に設置することを求める」という同会議副会長の茅誠司、伏見康司らによる提案に対し、原子力発電は一夜動かせば原爆に化すると強調して反対する意見がなされ、この提案が撤回されたりした。

そのため、原子力研究が全面解禁となっても、原子力研究の動きは停滞した。それはすなわち、原子力研究が核兵器開発と直結したものであるという戦前の国内外における歴史と、日本における広島・長崎での被爆体験がもたらしたものにほかならなかった。

## 3 国策としての原子力開発・利用体制

### (1) 諸外国の動向

第二次世界大戦の終結により、枢軸国側の原爆開発計画は終結したが、アメ

リカの原爆開発計画は継続され、冷戦時代の本格化に伴い加速した。1946（昭和21）年、アメリカは原子力委員会を発足させ、その巨大な権限の下で原爆開発を推進した。リリエンソール初代原子力委員長は、プルトニウム生産設備を備えたハンフォード研究所を、従来のデュポンからゼネラル・エレクトリック社（以下「GE」という。）に移管した。アメリカでは、核兵器開発のために挙国一致体勢がとられることとなった。

アメリカに追随する形で、ソビエト連邦やイギリスでも原爆開発計画が進められるようになり、1949（昭和24）年にソビエト連邦が、1952（昭和27）年にイギリスが、それぞれ原爆実験に成功した。なおこの段階では、民事利用の開発は先送りとされていた。

その後、1953（昭和28）年にイギリスがコールダーホール型原発の建設計画を発表し、1954（昭和29）年にソビエト連邦がオプニンスク原発を成功させた。

こうしたイギリスやソビエト連邦の原子力発電計画を受けて、アメリカでも原子力の商業利用解禁を求める圧力が高まり、アメリカでも原子力における国際協力の促進と原子力貿易の解禁、原子力の開発利用の民間企業への門戸開放という政策転換に迫られるようになった。

1953（昭和28）年12月8日、アイゼンハワー米大統領は、核戦争の危険の現実性を踏まえ国際連合の総会で「平和のための原子力（Atoms for peace）」という演説をした。こうして原子力の「平和利用」、すなわち原子力発電をはじめとする商業利用が進展することとなった。

その後、ウェスチング・ハウス社が原子力軍艦用に開発した加圧水型軽水炉から SHIPPING BOARD 原発を建設し、1957（昭和32）年に臨界に達した。また、GEは、沸騰水型原子炉の開発を進め、1959（昭和34）年、ドレスデン原発1号機を稼働させた。

## (2) 戦後初めての原子力予算

中曽根康弘（当時、衆議院議員）は、1953（昭和28）年、このような原子力推進の気運が高まっていた米国に留学した。帰国後、中曽根は、当時所属していた改進黨など3党の国会議員と共同して、1954（昭和29）年3月2日、国会に初めて原子力予算を上程した。すなわち、1954（昭和29）年度予算案の修正として、3億円が科学技術振興費にあてられ、そこに原子炉築造費（2億3500万円）、ウラニウム資源調査費（1500万円）、原子力関係資料購入費（1000万円）の総額2億6000万円の原子力予算が盛り込まれた。ちょうど、同年2月17日にアイゼンハワー大統領が特別教書において、二国間ベースで核物質・核技術を相手国に供与する政策を提唱した直後のことであった。

これを知った日本学術会議は、衆議院及び改進黨に対し、原子力予算への反対を申し入れた。しかし、議員たちはこれを拒絶した。このとき、中曽根康弘は、「学者がボヤボヤしているから札東で学者のほっぺたをひっぱたいてやった」と語ったと言われている。

こうして、政治主導での原子力開発利用体制の整備が始まり、研究者たちはこれに追随することになった。

## (3) 原子力三法の制定と諸組織の設立

政府は、原子力予算成立後の1954（昭和29）年5月11日、原子力利用準備調査会を設置した。これは、内閣に設置され、副総理が会長、経済企画庁長官が副会長を務めるハイレベルの意思決定機関であり、日米原子力研究協定の締結や同協定の締結に伴いアメリカからの濃縮ウラン受入れの方針が決定された。

政府は、1955（昭和30）年11月14日、日米原子力研究協定を正式に締結し、同協定に基づく濃縮ウランの受入機関として同月30日、財団法人



日本原子力研究所（1956〔昭和31〕年6月に科学技術庁傘下の特殊法人に改組）を設置した。

また並行して、通商産業省は、1954（昭和29）年6月19日、原子力予算打合会を設置した。ここでは、日本初の海外原子力調査団派遣（1954〔昭和29〕年12月から1955〔昭和30〕年3月）の実施と、調査団報告書をふまえた1955（昭和30）年7月の研究炉建設の「中期計画」（複数の年度にまたがる計画）を立案した。

そして、1955（昭和30）年12月16日、いわゆる原子力三法（原子力基本法、原子力委員会設置法及び原子力局設置法）が可決成立し、いずれも1956（昭和31）年1月1日から施行された。なお、原子力基本法第2条は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とされた。これは、1954（昭和29）年4月23日、原子力予算成立に前後して日本学術会議が議論の末に決議した「原子力三原則」を一部取り込んだものであった。

当初総理府に設置された原子力局は、同年5月に新設した科学技術庁に移管し、同庁が日本の原子力行政の中樞を担うこととなった。同年6月に財団法人原子力研究所を承継して日本原子力研究所（以下「原研」という。）が、同年8月には原子燃料公社（以下「原燃公社」という。）が、いずれも科学技術庁傘下の特殊法人として設置され、前者は原子力研究全般と原子炉の設計・建設・運転、後者は核燃料事業全般を担った。

#### （4）産業界の動向

原子力予算成立に前後し、産業界でも、原子力への関心がさらに高まった。1953（昭和28）年9月に創られた電力中央研究所傘下の電力経済研究所が、同年、新エネルギー委員会を設置した。1955（昭和30）年4月、経

済団体連合会（経団連）が原子力平和利用懇談会を設置、さらに1956（昭和31）年3月1日には、財団法人日本原子力産業会議（原産）が創立された。

また、原子力産業グループも形成された。すなわち、1955（昭和30）年10月、旧三菱財閥系23社が参加した三菱原子動力委員会の発足を皮切りに、1956（昭和31）年3月に日立製作所と昭和電工を中心とする16社からなる東京原子力産業懇談会、同年4月に旧住友財閥系14社による住友原子力委員会、同年6月に東芝など旧三井財閥系37社による日本原子力事業会、同年8月に富士電機・川崎重工業・古河電気工業など旧古河・川崎系の25社による第一原子力産業グループが相次いで結成された。これらは、住友グループを除きいずれも重電機メーカーであり、戦前からの海外重電機メーカーとの技術提携関係に基づき、海外からの原子力技術導入を図るようになった。三菱とウェスチング・ハウス社、東芝とゼネラル・エレクトリック社の提携関係がそれであり、日立製作所もゼネラル・エレクトリック社と技術提携を結んだ。

#### （5）技術開発への国費投入と核燃料開発

原子力技術については、豊富な国家資金の投入によって、大学等の研究機関や民間企業による開発研究への支援が行われているのみならず、特殊法人（原研、動力炉・核燃料開発事業団〔以下「動燃」という。〕、理化学研究所）、国立試験研究機関（放射線医学総合研究所、金属材料技術研究所等）、非営利法人（原子力発電技術機構、電力中央研究所、核物質管理センター、原子力環境整備センター）等による政府関係研究開発機関が多数創設され、多方面で研究開発を促進する体制がとられた。このうち、原研は、前述のとおり1956（昭和31）年に、動燃は、1967（昭和42）年に、それぞれ設立された法人であり、エネルギー資源の乏しい日本におけるウランの有効利用の「切り札」として位置づけられた高速増殖炉の開発を目的として、研究開発において重要な位置を占めてきた。これは、1956（昭和31）年の原子力委員会の

最初の長期計画において「原子燃料については、極力国内における自給態勢を確立する」とし、国内ウラン鉱の開発の他、「将来わが国の実情に応じた燃料サイクルを確立するため、増殖炉、燃料要素再処理等の技術の向上を図る」としていたとおり、被告国が核物質自給率の向上を目指していたことによる。

#### (6) 小括

このように、我が国の原子力事業は、連合軍の占領下で研究等が禁止された状況から、政官財の主導により開発研究体制が整備、確立されたのである。

### 4 原子力発電所の設置・運転開始

日本における原子力発電所の建設と運転は、原子力委員会の策定する「原子力の研究、開発、及び利用に関する長期計画」を指針として遂行されてきた。被告国は、この「長期計画」に基づき、1960年代から電力会社に商業用原子力発電所の建設をすることを強力的に政策誘導した。

被告国が、商業用原子力発電所の事業主体として認めた事業者は、被告東京電力、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び日本原子力発電株式会社である。このうち、日本原子力発電株式会社は、電気事業連合会加盟の電力会社9社と電源開発の出資により設立された半官半民の事業体であり、日本で最初の実用原子炉である東海原子力発電所、東海第二原子力発電所、敦賀原子力発電所1号機・2号機を建設・運転してきた。

なお、電力会社9社は、事実上の地域独占による一部上場会社である。そしていずれも、原子力発電所に関する最新の専門的知見と技術を取得及び習得する能力を有し、かつ、安全確保のために必要な対策をとるための資金力も十分に有している大企業である。

被告国とこれらの事業者は、原子力発電所の研究開発利用等を官民一体となっ

て行ってきた関係にある。1970（昭和45）年3月、日本原子力発電株式会社が敦賀原子力発電所1号機を、同年11月、関西電力が美浜原子力発電所1号機を、1971（昭和46）年3月、被告東京電力が福島第一原子力発電所1号機を、それぞれ運転開始して以降、以下のとおり、1970年代の10年間だけで、全国で20基もの大量の原子力発電所が運転を始めた。

	運転開始年月日	原子炉名
1	1970（昭和45）年3月	日本原電敦賀1号
2	1970（昭和45）年11月	関西電力美浜1号
3	1971（昭和46）年3月	東京電力福島1号
4	1972（昭和47）年7月	関西電力美浜2号
5	1974（昭和49）年3月	中国電力島根1号
6	1974（昭和49）年7月	東京電力福島2号
7	1974（昭和49）年11月	関西電力高浜1号
8	1975（昭和50）年10月	九州電力玄海1号
9	1975（昭和50）年11月	関西電力高浜2号
10	1976（昭和51）年3月	中部電力浜岡1号
11	1976（昭和51）年3月	東京電力福島3号
12	1976（昭和51）年12月	関西電力美浜3号
13	1977（昭和52）年9月	四国電力伊方1号
14	1978（昭和53）年4月	東京電力福島5号
15	1978（昭和53）年10月	東京電力福島4号
16	1978（昭和53）年11月	日本原電東海第2
17	1979（昭和54）年11月	中部電力浜岡2号
18	1979（昭和54）年3月	関西電力大飯1号

19	1979（昭和54）年10月	東京電力福島6号
20	1979（昭和54）年12月	関西電力大飯2号

被告国は、原子力を発電所で利用するにとどまらず、1963（昭和38）年7月31日原子力委員会決定の原子力第一船開発基本計画に基づき、日本原子力船研究事業団をつくり、官民一体で「軽水冷却型」の原子力第一船の建造に着手した。これが「むつ」プロジェクトである。

被告国は、1982（昭和57）年4月21日、プルトニウムを利用する高速増殖型炉「もんじゅ」の建築計画を決定し、旧動力炉・核燃料開発事業団に建設を担わせた。

## 5 事故やトラブルの続発

1970年代に原子力発電所が運転を開始した途端に、燃料破損、蒸気発生器細管破断、配管などの応力腐食割れ、再循環ポンプ破損などの事故・故障が相次ぎ、稼働率は50%～80%程度に低迷する状態が続いた。

原子力発電所の故障件数

発電所名		昭和年度													計	
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53		54 上期
日本原子力発電	東海 (41. 7. 25)	13	6	4	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	27
	東海第二 (53. 11. 28)												2	1	3	
	敦賀 (45. 3. 14)				1	2	8	2	0	3	2	2	4	3	1	28
東京電力	福島第一原子力1号 (46. 3. 26)					1	4	1	1	1	4	2	2	1	17	
	" 2号 (46. 7. 18)									2	2	6	2	1	13	
	" 3号 (51. 3. 27)										5	2	1	1	9	
	" 4号 (53. 10. 12)												1	0	1	
	" 5号 (53. 4. 18)												1	0	1	
中部電力	浜岡原子力1号 (51. 3. 17)										1	1	3	1	0	6
	" 2号 (53. 11. 29)												0	0	0	
関西電力	美浜1号 (45. 11. 28)					1	3	1	2	0	0	0	0	0	7	
	" 2号 (47. 7. 25)							2	2	3	0	1	0	1	9	
	" 3号 (51. 12. 1)											1	2	0	3	
	高浜1号 (49. 11. 14)								3	1	3	0	2	0	9	
	" 2号 (50. 11. 14)											1	2	0	3	
大飯1号 (54. 3. 27)												1	2	3		
中国電力	島根原子力 (49. 3. 29)										2	0	0	0	2	
四国電力	伊方原子力1号 (52. 9. 30)											0	2	0	2	
九州電力	玄海原子力1号 (50. 10. 15)									1	0	0	1	0	2	
計		13	6	4	3	3	13	9	5	12	8	24	17	22	6	145

原子力委員会「昭和54年度版原子力白書」より抜粋

1979（昭和54）年12月時点で明らかになっているだけで、上記表のとおり、1966（昭和41）年から1978（昭和53）年の12年間に139件もの故障・事故が発生している。

原子力委員会策定の「1978年長期計画」も「軽水炉については、近年各種の故障やトラブルの発生があり、またそれとの関連もあって定期検査が長期化したことなどから、その稼働率の低下がみられた。これが、原子力発電所に対する国民の不信感を招く有力な一因ともなっており、早急にその抜本的解決が望まれる。」と記している。

## 6 事業者の事故隠し

以上のような運転開始直後からの事故・故障の続出に対し、電力会社が、国民の不信感を招かないようにするための「対策」としてとった対応は、「事故隠し」であった。

### (1) 1973年 関西電力・美浜原発における事故隠し

1973（昭和48）年4月に、関西電力株式会社の設置する美浜原子力発電所で、原子炉内部にある核燃料棒が破損するという事故が起きていた。この事故は燃料棒のメルトダウンにつながりかねない事故であった。ところが、この事故は数年間隠され、1976（昭和51）年7月、内部告発によって発覚した。

### (2) 2000年 被告東京電力の事故隠し

2000（平成12）年7月には、福島第一原発、福島第二原発及び柏崎刈羽原発の計13基において、1980年代から1990年代にかけて、燃料体を囲む炉心隔壁（シュラウド）のひび割れ等を隠すため、計29件の自主点検記録を改ざんしていたことが発覚した。これは、ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル社（GEI社）の米国人技術者から原子力安全・保安院への内部告発によって明らかになったもので、被告東京電力が隠蔽の事実を認めたのは、内部告発から2年経った2002（平成14）年8月のことであった。

被告東京電力は、その後、1991（平成3）年と1992（平成4）年、福島第一原発1号機での原子炉格納容器の漏えい検査の際、空気を注入するなどして漏えい率を低く見せる不正を行っていたこともわかり、1年間の運転停止処分を受けた（「衆議院議員檜崎欣弥君提出東京電力原子力発電所、その他の原子力発電所におけるトラブル隠し等不祥事に関する質問に対する答弁書」）

(3) 電力各社横並びで事故隠し

2007（平成19）年3月15日、北陸電力は、志賀原子力発電所1号機において、定期検査期間中の1999（平成11）年6月18日に制御棒3本が抜け、臨界事故が発生していたことを公表した。

これを機に、2007（平成19）年3月末までに、複数の電力会社の原子力発電所で次々に燃料棒の引き抜け・誤挿入の事故が発生していたこと、そのことが、運転日誌の改ざん等も伴い隠蔽されてきたことが明らかになった。

(東京電力)

時期	立地及び炉	内容
1978（昭和53）年11月	福島第一3号機	引き抜け5本・臨界事故
1979（昭和54）年2月	福島第一5号機	引き抜け1本
1980（昭和55）年9月	福島第一2号機	引き抜け1本
1991（平成3）年11月	福島第一2号機	誤挿入5本
1993（平成5）年6月	福島第二3号機	引き抜け2本
1996（平成8）年6月	柏崎刈羽6号機	引き抜け4本
1998（平成10）年4月	福島第一4号機	引き抜け34本
2000（平成12）年4月	柏崎刈羽1号機	引き抜け2本
2005（平成17）年4月	柏崎刈羽3号機	誤挿入17本
2005（平成17）年5月	福島第一2号機	誤挿入8本
2006（平成18）年5月	柏崎刈羽3号機	引き抜け1本

(東北電力)

1988（昭和63）年7月	女川1号機	引き抜け2本
1993（平成5）年4月	女川1号機	誤挿入1本
2003（平成15）年3月	女川3号機	誤挿入5本



(中部電力)

1991 (平成3)年5月	浜岡3号機	引き抜け3本
1992 (平成4)年4月	浜岡1号機	誤挿入1本
1994 (平成6)年11月	浜岡2号機	誤挿入1本
1996 (平成8)年10月	浜岡3号機	誤挿入1本
2000 (平成12)年12月	浜岡1号機	誤挿入2本

(北陸電力)

1999 (平成11)年6月	志賀1号機	引き抜け3本・臨界事故
----------------	-------	-------------

被告国は、原子力安全委員会策定の安全設計審査指針指針において、制御棒の複数本の同時引き抜けは想定外として、1本だけの引き抜けを想定して、安全設計を講じてきた。ところが、現実には、制御棒の複数同時脱落が、確認されているだけでも7回発生し、うち2回は現実に臨界に達した。被告東京電力・福島第一原子力発電所3号機の場合、定期検査期間中に5本の制御棒が引き抜け、7時間半にわたり臨界状態が継続したという重大な事故であった。

これらの重大な事故が、30年近く国民に対し完全に隠蔽されていたのであった。

## 7 反対運動と裁判の歴史

### (1) 原発の立地点選定の仕組み

原発は本質的に受容不能なリスクを抱える巨大技術であることから、被告国は、原子炉立地審査指針において、原発の立地について、人口の少ない、人口密集地帯から離れた場所と条件付けた。そのため選定される場所は、いずれも海辺で、大きな企業も工場もない、農業、漁業などの一次産業中心の過疎地と言われるような地域である。

こうした原発の立地点の選定やそれに必要な調査を実施する主体は、一義的には原発を設置しようとする電力事業者である。用地取得交渉や漁業補償等も同様である。しかし、これらは一連の行政計画に基づいてなされるもので、政府の関与なしに進められるものではない。

すなわち、電力会社が立地地点を選定し、地元自治体等に調査を申し入れ、誘致先の地元から調査の同意を得ると、電力会社が環境調査や用地取得・漁業補償の交渉に入る。他方で、公開ヒアリング（経済産業省の行政指導に基づく）や環境調査に基づく環境審査（なお、これは環境影響評価法の成立とそれに伴う電気事業法の改正によるものであり、福島第一原発設置当時は存在しなかった。）で、住民意見を聴取する。地元から建設に対する同意を得ると、政府は省庁間で調整し、電源開発調整審議会の議を経て、内閣総理大臣が電源開発基本計画を策定・公表する。電源開発基本計画への具体的立地の組み入れは、長期的な電源開発の目標との関係から行われるものであり、この目標は、経済産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会が策定する長期エネルギー需給見通し、閣議決定を経て経済産業大臣が定める石油代替エネルギーの供給目標、電気事業審議会（経済産業大臣の諮問機関）の策定した長期電力需給見通し等を勘案して策定されるものであり、事実上、これらのエネルギー計画と連動しているのである。

なお、福島第一原発の立地地点決定の過程においては、立地自治体の積極性が際だっていた。福島県は、1960（昭和35）年11月に誘致計画を発表した。ここでは福島県開発公社が、用地取得と漁業補償の双方に関する地元との交渉を肩代わりしたのであり、電力会社と自治体との協力関係が見られた。

## （2）立地住民の反対運動

しかし、現実に原発を設置することは決して容易ではなかった。広島・長崎の原爆投下に加え、ビキニ環礁での水爆実験により被害を受けた第五福竜丸事

件を機に、原水爆禁止運動が拡がり、同じ原子力を原理とする原発についても広範な反対運動が起こった。

1960年代半ば以降、原子力発電所の立地計画が公になると、立地地域で生業を営む農業者・漁業者から反対の声があがった。たとえば三重県芦浜地区では、中部電力が1963（昭和38）年11月、三重県知事に熊野灘沿岸への原発立地構想を伝えたところ、地元住民の激しい反対運動が起こった。このため中部電力は、芦浜立地を断念せざるを得なかった。

また1970年代に入り、全国で運転開始された原子力発電所の事故・故障が続出したことが国民の不安と不信感を高め、原子力発電所の立地計画がもちあがると必ず地元住民やその周辺住民による立地反対運動が起き、計画が進まない事態が多発した。

### （3）「原発マネー」による立地住民対策

1974（昭和49）年6月、田中角栄内閣の法案提出により、いわゆる電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別法）が制定された。電源三法の仕組みは、まず電気事業者から販売電力量に応じて一定額（1000kWhあたり85円）の電源開発促進税を徴収し、それを電源開発促進対策特別会計の予算とし、それを電源立地促進のための様々な種類の交付金・補助金・委託金、特に発電所を立地する自治体への「電源立地促進対策交付金」にあてるというものである。電源三法による地元交付金は、原子力発電所のみならず、水力・火力等による発電所も対象とするが、原子力発電所には、同規模の火力・水力発電所の2倍以上の交付金が支給される仕組みとなっており、実質的には、原発立地促進を目的として作られた制度である。

電源三法交付金の中心的な存在である電源立地促進対策交付金の支出対象は、整備計画に盛り込まれた公共施設の整備事業に限定される。しかし、制度創設以来、対象となる施設の範囲は徐々に拡大されており、現在では、道路、

港湾、漁港、都市公園、水道、通信施設、環境関連施設、医療施設、社会福祉施設等、広範な範囲に及んでいる（農林道、スキー場、各種試験場等、産業振興に寄与する施設も補助対象となる。）。財源の乏しい地方自治体が、原発誘致によって地域振興を図ろうとしたのはこのためである。

しかし、運転を開始してから5年を過ぎると交付が打ち切られる。しかも、運転年数が経つにつれ、施設の価値は減価償却により減少するので、立地自治体の収入となる固定資産税も減少する。それにより、整備された施設の維持・補修等の財政負担問題が生ずることは、制度創設の当初から問題とされていたため、1981（昭和56）年度以降は運用益を交付金により整備された公共用施設の維持補修にあてることとされたり、電源立地特別交付金や、1997（平成9）年度からは原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金が創設されたりした。

電源三法はその後、さまざまな拡充が図られた。第一に、予算規模の拡大である。1980（昭和55）年7月から、電源立地勘定（1000kWhあたり85円）に加えて電源多様化勘定（研究開発費用、同215円）が徴収され、1983（昭和58）年度からはその額が両勘定合わせて1000kWhあたり445円に引き上げられた。そのため自治体への交付金も増加した。第二に、交付期間と交付対象が拡大された。第三に、1981（昭和56）年10月からは、市町村だけでなく都道府県も交付金を受けられることになった。

被告国は、「原発は絶対に安全・安心です」との安全宣伝とともに、莫大な電源三法交付金を立地及び周辺市町村に交付することと引き換えに、原子力発電所の設置を推進していった。

#### （4）住民が問い続ける原子力発電所の「安全性」

長年月にわたる立地住民の反対運動が原子力発電所の設置計画を中断・中止させている地域が全国で10～20カ所ある。

さらに原子力発電所の許可がなされた立地及び周辺地域の住民が原告となった許可取消請求等の裁判が相次いで提訴された。

1973（昭和48）年8月27日、松山地方裁判所に伊方原子力発電所の設置許可取消訴訟が提起された。地域住民らが原告となって原子力発電所の設置許可取消や民事の運転差止等を求めた裁判は、これ以降の主なものだけでも、以下のとおり多数に上る。

	提訴時期	原発名	主たる請求の趣旨
1	1973年8月27日	伊方原発1号炉	設置許可取消
2	1973年10月27日	東海第二原発	設置許可取消
3	1975年1月7日	福島第二原発1号炉	設置許可取消
4	1978年6月9日	伊方原発2号炉	設置許可取消
5	1979年7月20日	柏崎刈羽原発1号炉	設置許可取消
6	1981年12月26日	女川原発1、2号機	建設・運転差止
7	1985年9月26日	もんじゅ	設置許可無効確認＋ 運転差止
8	1988年8月31日	泊原発1、2号機	建設・運転差止
9	1988年12月11日	志賀原発1号炉	建設・運転差止
10	1989年7月13日	ウラン濃縮施設	加工事業許可取消
11	1991年11月7日	低レベル放射性廃棄物処分施設	埋設事業許可取消
12	1993年12月3日	再処理施設	指定処分取消
13	1999年4月8日	島根原発1、2号機	運転差止
14	1999年8月31日	志賀原発2号炉	運転差止
15	2003年7月3日	浜岡原発1－4号機	運転差止

16	2010年7月28日	大間原発	建設、運転差止
17	2010年8月9日	玄海原発3号機	MOX燃料使用差止

最初の伊方原子力発電所の設置許可取消訴訟で、住民原告は、原子炉の運転によって多量の放射性物質が生成・放出されることにより、周辺住民が放射線障害により発病するおそれがあること、また、原子炉で炉心溶融等の事故が発生して格納容器が破損し、原子炉内に蓄積している放射性物質が環境中に放出されると、急性放射線障害により死亡・発病するおそれがあることを主張していた。原子力発電所をめぐる裁判においては、その当初から、放射性物質の人体に与える影響が最大の問題として指摘され、かつ、放射性物質の拡散の危険性は、事故時はもちろん平常運転時においても存在することが主張されていたのである。

また、例えば2003（平成15）年に提起された浜岡原子力発電所の運転差止を求める訴訟では、原子炉の運転を継続すれば、来るべき東海地震の地震動によって原子炉の重大事故が発生する蓋然性があり、事故発生時において生命・身体に対する重大な被害を及ぼす放射線被ばくを受ける危険にさらされ、また、事故や被害発生の不安がない安全かつ平穏な環境を享受する権利も侵害されているとして、人格権に基づく運転差止めが請求されている（現在も東京高等裁判所で係争中である）。この訴訟で住民原告らは、炉心溶融その他の重大事故が発生した場合の被害の甚大さから、万が一にもそのような事態が生じないようにするため、最悪の事態を想定した設備や対策を講じるのでなければ原子炉の運転を許すべきではない旨、強調して主張していた。

こうした訴訟では、必ずしも周辺住民ら原告の請求が認められたわけではない。むしろ、原発設置許可の取消や運転の差止めを求める訴訟では、そのほとんどで請求が棄却され、認容判決はわずか2例にとどまり（もんじゅの設置許可処分が無効確認請求についての名古屋高裁金沢支判2003〔平成15〕年

1月27日判時1818号3頁、志賀原発2号炉の運転差止請求についての金沢地判2006〔平成18〕年3月24日判時1930号25頁)、そのいずれもが上級審において判断を覆されている。

しかし、これらの訴訟における住民原告らの主張は、いずれも正鵠を射たものであったことが本件事故によって不幸にも明らかとなった。すなわち、上記原告らの主張は、核燃料を扱う原子力発電所が本質的に危険なものであり、万が一にも炉心溶融その他の重大事故が発生した場合には、それによる放射性物質の放出が周辺住民の生命・健康等に重大な影響をもたらすことを指摘するものであり、本件原発事故のように大量の放射性物質が放出され拡散した場合に、周辺住民にいかに重大な影響を及ぼすかについて警鐘を鳴らすものであったからである。

## 8 スリーマイル島原発事故とチェルノブイリ原発事故の発生

(1) 1979(昭和54)年に、スリーマイル島原発事故が発生し、それから7年後の1986(昭和61)年に、チェルノブイリ原発事故が発生した。それぞれ、国際原子力事象評価尺度(INES)におけるレベル0ないし7のうち、レベル5、レベル7と評価された重大事故であった。

2つの事故とも、設計基準事象では想定していないシビアアクシデントであった。

(2) 1979(昭和54)年3月28日に発生したスリーマイル島原発事故は、軽水炉の給水機能喪失から炉心損傷(メルトダウン)が発生したもので、この事故により、大量の放射性物質が環境へ放出された。

ところが、このとき日本では、いまだ事故に関する十分な情報がないにもかかわらず、事故発生2日後に原子力安全委員会が、「本事故は、二次給水系の故障を発端として生じた事故とNRC(引用者注:米国原子力規制委員会)

が発表しているところから、我が国の原子力発電所では、基本設計に関する安全審査及び使用前検査、定期検査等において、この種の事象が本件に類する事故に発展することはほとんどないことを確認している」旨の委員長談話を発表した（科学技術庁原子力局「原子力委員会月報4月号（第24巻第4号）資料『科学技術庁原子力安全局通商産業省資源エネルギー庁米国スリー・マイル・マイルランド原子力発電所の事故について（抜粋）』）。

- (3) 1986（昭和61）年4月26日に起きたチェルノブイリ原発事故は、黒鉛減速沸騰軽水圧力管型原子炉において、炉心溶融の後の2回の爆発により、すべての圧力管及び原子炉上部の構造物が破壊され、核燃料及び黒鉛ブロックの一部が飛散し、炉心の高温物質が吹き上げられて施設の屋根が落ち、30カ所以上から火災が発生したというものであった。この事故は、ベラルーシ・ウクライナ・ロシアの広大な国土に放射能汚染をもたらし、不毛の地とした。またヨーロッパ全土に放射性物質を降らせ、人々の生活に大きな打撃を与えた他、食品の放射能汚染により日本を含む全世界の人々の不安をかき立てた。

このときも、当時の通産省は、事故から数日のうちに「ソ連独特の原子炉で起きたもので、こうした事態は起こりえない。」と言う見方を示し（朝日新聞1986年4月30日）、1987（昭和62）年5月28日に発表された原子力安全委員会の報告書においても「我が国の原子力発電所においては、今回と同様な事態になることは極めて考え難いことであり、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた現行の防災対策及び防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については基本的に変更する必要はないと考える」などとしていた（原子力委員会「原子力委員会月報5月号（第32巻 第5号）資料『原子力安全委員会ソ連原子力発電所事故調査特別委員会報告書（要約）』）。また、日本の原子力の開発者たちも、チェルノブイリ原発の原子炉の設計・構造上の問題を指摘したり、当時のソビエト連邦政府が運転員の規則違反を事故原因と



したことを踏まえ、日本では「原子力安全文化」を身につけているから大丈夫などと論じたりしていた。

- (4) 被告国は、国外における2つの重大事故の発生を目の当たりにし、原子力発電所の有する危険性を具体的に把握しながら、日本国内の原子力発電所の安全規制について、抜本的な見直しをすることはなかった。特に、チェルノブイリ原発事故は日本にも大きな影響を及ぼし、一般市民を幅広く巻き込んだ脱原発世論が高まったが、被告国が原子力政策を転換させることはなかったのである。

## 9 事件・事故の引き続く頻発と政府の不十分な対応

### (1) 「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故

1995（平成7）年12月8日、動燃の高速増殖炉「もんじゅ」でナトリウム漏出事故が発生した。この事故では、通報の遅れ、事故情報の秘匿・ねつ造が問題となり、さらには、設計ミスも発覚した。この事故では、高速増殖炉の危険性に対する国民の不安が高まっただけでなく、原子力政策そのものに対する国民の批判が高まった。

政府は、原子力政策円卓会議を開催し原子力批判論者を含む意見聴取を行うなどし、また情報公開に関しても一部改善がなされたものの、抜本的な改革にはつながらなかった。

### (2) 東海再処理工場火災・爆発事故

1997（平成9）年3月11日、動燃の東海再処理工場で放射性廃液のアスファルト固化処理施設の火災・爆発事故が発生した。この事故では、安全対策の不十分さ、火災における消火作業の不適切さが明るみとなったことに加え、消火活動における虚偽報告事件が発生した。そのため、動燃の解体論まで叫ばれる事態になった。当時は、「もんじゅ」事故以来凍結していた核燃料サイクルの再起動に乗り出した時期であったため、その再検討の必要性も問われた。

科学技術庁は、同年4月18日、動燃改革検討委員会を設置したが、わずか3か月6回の会合のみで報告書をまとめ、その内容も、核燃料サイクル事業の是非と在り方を問うものではなく、組織名を改め、事業の一部を廃止するというものにすぎなかった。

結局、動燃は、1998（平成10）年10月、新法人（核燃料サイクル開発機構）に移行し、高速増殖炉開発及びそれに関連する核燃料サイクル技術の開発という動燃の基幹的事業は、そのまま新法人に引き継がれた。

### （3）JCOウラン加工工場臨界事故

1999（平成11）年9月30日、茨城県東海村のJCOウラン加工工場で臨界事故が起きた。この事故により、急性放射線障害で従業員2名が死亡したことをはじめ、多数の周辺住民が避難を余儀なくされ、農産物の風評被害など、地域社会の産業等にも大きなダメージが生じた。

原子力安全委員会は、事故後、ウラン加工工場臨界事故調査委員会を設置したが、わずか2か月半で審議を終え報告書を提出した。その内容は、正規マニュアルを大幅に逸脱した作業がJCOで日常的に行われていたことを理由に、もっぱらJCOに責任を負わせるもので、規制官庁である科学技術庁のチェック機能が果たされなかったの責任は、全く問われなかった。

### （4）事故隠しの発覚

前記のとおり、2002（平成14）年8月には、1980年代後半から1990年代前半にかけて、被告東京電力が福島第一原発、福島第二原発、柏崎刈羽原発において合計29件の自主点検記録の虚偽記載をしていたことが発覚した。その多くは、圧力容器内のシュラウド（炉心隔壁）など重要な機器に関するものであった。そして、これを機に他の電力会社でも同様の虚偽記載が発覚した。また、福島第一原発1号機の定期検査における偽装行為も明らかになった。原子力安全・保安院は、被告東京電力に対し、同年11月29日、原

子炉等規制法違反で1年間の運転停止を命じた。

一連の虚偽記載事件では、原子力安全・保安院の対応の遅れやその体質も問題とされた。しかし、虚偽記載の再発防止策等が講じられることはなかった。

その後も2007（平成19）年3月には、被告東京電力福島第一原発3号機が1978（昭和53）年11月2日に、また北陸電力志賀原発1号機が1999（平成11）年6月18日に、それぞれ臨界事故が発生していたのを隠蔽していたことが発覚した。電力各社は、一斉に、発電所におけるデータ改ざんや事故・トラブル隠蔽についての中間報告書を原子力安全・保安院に提出したが、北海道・四国・九州の3電力会社を除く7社で、原発におけるデータ改ざんや事故・故障・トラブルの隠蔽が行われていたことが明らかになった。

しかし、被告国は、事故情報伝達体制を構築するよう保安規定変更命令を下すだけで、事業者の指定取消や原子炉停止などの処分を下すことはなく、被告東京電力を含めて、電力会社の役員が引責辞任することもなかった。

#### （5）柏崎刈羽原発事故

2007（平成19）年7月には、新潟県中越沖地震に伴って、被告東京電力の柏崎刈羽原発において、緊急停止、火災が発生した。この地震で観測された原子炉建屋最下層の最大加速度は、設計時に想定した加速度を大幅に上回るものであった。被告東京電力は、設計時に地震動を過小評価し、被告国もこれを認めていたことが明らかになったのである。

この事故により、原子炉システムがダメージを受けており、現在も運転再開には至っていない。

## 10 小括

このように、国内外で原発の事故が頻発し、日本国内では事故隠しも次々に発覚していたが、十分な原因究明や事実関係の調査がなされることはなく、再発防

止策も講じられることはなかった。もとより、政府が原子力政策を転換させることもなかった。

内閣府原子力委員会が2005（平成17）年10月にまとめた「原子力政策大綱」は、

- ①原子力発電が2030年以後も総発電電力量の30～40%以上の供給割合を占めるようにする。
- ②使用済核燃料の処理方法は再処理を基本とする。
- ③高速増殖炉の2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す。

などと従前の原子力政策を踏襲したままであった。

また、2006（平成18）年8月8日、経済産業省総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会の報告書においても、「原子力立国計画」なるものが提唱された。これは、従来の電気事業の仕組みが今後数十年にわたり基本的に変わらないことを大前提とするものであるほか、前述の「原子力政策大綱」の記述を踏み越える次の内容も含んでいた。

- ①高速増殖炉実証炉建設を2025年頃までに実現する。
- ②現在の軽水炉をリプレースするための「日本型次世代軽水炉開発」を政府・電気事業者・メーカーが一体となったナショナルプロジェクトとして推進する。
- ③民間第二再処理工場の建設を前提とした全量再処理を見込んでいる。

こうした「国策民営」の原子力政策を長年維持されたなか、2011（平成23）年3月11日、本件原発事故が発生してしまったのである。

### 第3 安全神話を支えた体制

#### 1 推進機関のもとにある規制機関

##### (1) 原子力安全委員会の設置

1956（昭和31）年1月1日に設立した原子力委員会は、日本の原子力

政策の最高意思決定機関であり、その決定を内閣総理大臣は十分に尊重しなければならないと法律に明記され、関係行政機関の長に勧告する権限を持っていた。しかし、原子力委員会が自らイニシアティブをとることはほとんどなかった。

1974（昭和49）年9月1日、原子力船「むつ」の放射能漏れ事故が発生した。日本国内初めての放射能漏れ事故であり、定係港となる青森をはじめ全国各地で漁業従事者や住民の反対運動がわき起こった。これを契機として、原子力政策の推進機関である原子力委員会が安全規制をも所管することに対して国民の不信感が高まった。

1978（昭和53）年、原子力基本法等の改正が行われ、原子力基本法2条が「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」から「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」（下線は引用者による）と改正され、安全性確保という法の趣旨・目的が確認的、明示的に追加された。

この改正の柱は、原子力の開発促進機能と安全期性機能の分離及び行政責任の明確化を図るとの観点から、原子力委員会と別に新たに原子力安全委員会を設置し、原子炉に関する安全規制行政を一貫化することにあつた。原子力安全委員会の任務は、「原子力基本法に基づき、（1）安全確保のための規制政策、（2）核燃料物質及び原子炉の安全規制、（3）原子力利用に伴う障害防止の基本等に関して企画し、審議し及び決定すること」にあり、「行政庁はその決定を十分尊重することとなっている。」（甲A36号証「原子力安全委員会の当面の施策について」）。これを踏まえて原子力安全委員会の当面の重要政策は、「開発推進の任にもある行政庁とは別の立場から安全性に関して審議を行い、

原子力の安全確保に万全を期す」、「行政庁の行う設置許可等に関する安全審査について、最新の科学技術的知見に基づいて客観的立場から再審査（ダブルチェック）する」こととされた（甲A36号証）。

もっとも、原子力安全委員会の委員は5名で、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するが、人選の基準はなく、独立性・公正性にはそもそも疑問があるものであった。原子力安全委員長であった斑目春樹氏は、2007（平成19）年2月、浜岡原発運転差止訴訟での証人尋問において「原発の設計には割り切りが必要であり、事故の可能性を全て考慮していたら原発は作れなくなるため、どこかで割り切る」旨の証言をするなど、その安全規制行政という立場には大きな疑問が持たれていた。

## （2）中央省庁再編の前後を通して推進行政と一体の規制行政

2001（平成13）年の中央省庁再編前は、実質的に安全規制をする行政機関は、通商産業省の資源エネルギー庁であった。すなわち、同庁内には、原発推進を担当する課と規制を担当する課が並列して存在していたのである。

2001（平成13）年の中央省庁再編により、資源エネルギー庁の特別機関として原子力安全・保安院が新設された（経済産業省設置法第20条）。原子力安全・保安院は、資源エネルギー庁の原子力安全部門や産業保安部門のみならず、科学技術庁の原子力規制担当課を取り込む形で発足し、ほとんど全ての原子力施設の安全規制を所管することになった。

このように、本件原発事故まで、日本の原発の規制を図る機関は、当初は推進機関と一体であり、後に形式的には独立した機関が設置されるも同一庁内に推進担当と規制担当が併存し、中央省庁再編後になると原発の推進部門である資源エネルギー庁のもとにある原子力安全・保安院が実質的に権限を有し、推進機関のもとに規制機関があるという異常な体制となっていたのである。

## 2 強固な「原子カムラ」の形成

(1) 政府・官僚、電力会社、原発メーカー、研究者らは、「国策民営」のもと、原子力を推進する人的ネットワークを形成していった。いわゆる「原子カムラ」である。

この「原子カムラ」は、中央と地方の双方に相互補完的に形成された。中央のそれは、原子力行政や原子力産業、学会等であり、地方のそれは、原発及び関連施設の立地地域である。二つはいずれも原発を推進する点で共通し、原発を維持する体制を作ってきた。

(2) 中央の「原子カムラ」においては、日本経団連・電力事業連合会をはじめ、産業界が原発を一貫して推進し、被告国の推進機関に守られながら非常に大きな影響力を発揮してきた。電気事業者は、献金等をとおして国会、地方議会に少なからぬ影響力をもち、それは自民党議員に対してのみならず、民主党議員に対しても、電力会社等の労組連合体である「全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）」等の労働組合を通して同様になされ、政権与党において常に原発を推進・容認する体制を作っていた。自民党の政治資金団体「国民政治協会」本部の2009（平成21）年分政治資金収支報告書では、個人献金額の72.5%が被告東京電力など電力9社の役員・OBらによるものとされる。また、電力総連や東京電力労組は2010（平成22）年、寄附やパーティー券購入などの形で、民主党の国会議員・地方議員に少なくとも1億2000万円を献金していたことが明らかになっている（甲A6号証・福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書P. 326）。

原子力を推進する研究に対しては、政府や被告東京電力をはじめとする電力業界から多額の研究費が投じられ、様々な便宜が図られた。このような研究者は、原子力に関する政府の委員会など委員に就任し、その報酬を得るほか、後進の就職先や自身の退職後の再就職先のあっせんを受けるなどして、次第に行

政機関に依存するようになった。原発推進の研究者らは、講演やメディアなどを通じて、原子力開発を推進する役割を担うとともに、事故等が発生した場合の「火消し役」にもなった。このような相互依存の関係を、被告国は、最大限に利用した。

逆に、原子力に批判的な言動をする研究者たちは、十分な研究費が与えられず、教授に昇進させることはないなど様々なポストから排除されてきた。

(3) 地方の「原子カムラ」は、財政的構造の問題から原発を積極的に誘致する構造を生じていた。原発は、第一次産業の衰退した地方に、巨大で安定した雇用先を提供することになり住民の収入増加や人口流出の抑制につながる、定期点検時に作業員が滞在することにより他の産業をも潤す、また自治体レベルでは建設時から運転開始後に至るまで固定資産税や電源三法による交付金が収入として入る。たとえば、福島県内原発立地4町における2010（平成22）年度の原発関連交付金額と歳入総額との関係は、以下のとおりであり、いかに交付金に依存した財政状況であるかが見て取れる。

	交付金	歳入総額
双葉町	約20億円	約61億円
大熊町	約17億円	約75億円
富岡町	約9億円	約61億円
楡葉町	約9億円	約74億円

甲A6号証・福島原発事故独立検証委員会調査・検証報告書P. 330

参照先：甲A37号証・朝日新聞デジタル2011年12月20日3時3分  
 もっとも、こうした効果は永続的ではなく、固定資産税は年々減少し、交付金で整備した公共施設などの維持費はむしろ増加する。収入減のなかで支出が増加するため財政赤字が積み上がる。こうして、立地自治体は、新たな収入確保のため



め原子炉の増設や関連施設の建設を要求するに至っていた。

### 3 多額の広告・宣伝などメディア対策

被告東京電力をはじめとする電力業界は、多額の費用を講じてメディアに対して広告宣伝を行ってきた。

電力会社は不可欠なライフラインの地域独占企業であるから、本来、顧客獲得のための広告宣伝は必要ない。多額の広告費は、原発の「安全神話」を宣伝に活用され、これを批判する報道等を封じ込める役割を果たしてきた。

電事連の広報部長であった鈴木建氏は、1974（昭和49）年4月に原子力広報を一元化した際のことについて、「私は九電力の社長会で、原子力の広報には金がかかりますよ。しかし、単なるPR費ではなく、建設費の一部とってお考えいただきたいとお願いした」と述べている。そして、広島に原爆が投下されて29年目となる同年8月6日、朝日新聞に「放射能は環境にどんな影響を与えるか」と題した10段広告が出された。鈴木氏はこの時のことについて、「朝日は読者がインテリ層であるから、硬くはなるが、第三者によるPRということで学者や専門の研究所員を動員した」と振り返る。最初に朝日新聞に広告を出させることで、初代原子力委員長である正力松太郎を社長に据える読売新聞からも出稿が求められるに至り、ついで毎日新聞にも同様の広告を掲載させた。

こうした原子力広報の原資は、各電力事業者の普及開発関係費であった。被告東京電力をはじめとする原発保有9社の普及開発関係費は、各地で原発の建設が動き出す1970年代には年額100億円を突破していた。そして、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故などにより原発に批判的な動きが高まるなか、普及開発関係費の額はさらに増加し、2005（平成17）年～2007（平成19）年には、年間1000億円を超えるようになった。1970（昭和45）年～2011（平成23）年の普及開発関係費の総額は、2兆4179億

円となっている。被告東京電力について見ると、福島第一原発の操業1年前の1965（昭和40）年度に7億5000万円だったのが、2009（平成21）年度には243億円へ、45年間で30倍以上に膨張している。

しかもそれは、1970年代後半、80年代後半、2000年代前半に顕著に増加している。1970年代後半は、柏崎刈羽原発の用地買収（1970〔昭和45〕年1月から）、原子力船「むつ」の事故（1974〔昭和49〕年9月）、スリーマイル島原発事故（1979〔昭和54〕年）を受けた時期、1980年代後半は、チェルノブイリ原発事故（1986〔昭和51〕年）を受けた時期、2000年代は、原発事故隠しやデータ改ざんが次々発覚し、中越沖地震（2007〔平成19〕年）が発生した時期である。原発の安全性に対する不信感の拡がりや反対運動の盛り上がりとともに普及開発関係費が膨らんでいるのである。

被告東京電力をはじめとする電力業界は、多額な広告宣伝費を背景に原発に批判的な報道をしないように直接、間接の圧力を、報道機関にかけてきた。原子力発電を推進するために学校教育や報道機関に情報提供を行う日本原子力文化振興財団は、科学技術庁の委託を受けて1991（平成3）年にまとめた「原子力PA（引用者注：パブリック・アクセプタンス、社会的受容性）方策の考え方」において、「停電は困るが、原子力はいやだ、という虫のいいことをいっているのが、大衆であることを忘れないように」（甲A38号証、P. 13）などとしている。マスメディアを「活用」して原発の安全性を喧伝する方法について指南しているのは、電力会社の原子力広報が被告国を発信源とする作戦の現れであることを示している。

こうした広告宣伝にかかる費用は、電気事業法のもと総括原価に含めることができるため、被告東電をはじめとする電力会社は、それに利益を上乗せして、電気料金を設定することができた。つまり、被告国は、総括原価方式を通じて、こうした被告東電らのメディアを通じた原発の「安全神話」の宣伝を承認してきた

のである。

#### 4 教育への介入

原子力に関する教育でも、被告国や被告東電などの電力業界は、積極的に介入し、「安全神話」を定着させようとしてきた。

教科書検定などでは、原発に関する記載について、文部科学省が原子力の長所を強調するよう求めたり、チェルノブイリ原発事故などの記載はトーンダウンするよう求めたりするなどしてきた。例えば、1980（昭和55）年6月、日本書籍の地理の教科書について、科学技術庁からクレームを受けたとして文部省が自主訂正を求めたことがあった。「原子力発電には、放射能もれの危険という問題があり、発電所建設予定地では、どこでも住民の強い反対運動が起きている。」との記載に対して、文部省は、①原発には危険性はない、②反対運動はどこでも強いわけではないなどと指摘して、自主訂正を求めてきた。その後も、原発の積極面の記載、化石燃料に代わるエネルギー源であること、不安や反対は一部の国民であることなどを強調するよう検定意見が付された。特に、スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故の時には、検定意見が多く、文部省は、教科書出版社に対して、事故は人間の安全管理の問題、チェルノブイリ原発と日本の原発とはタイプが違うことなどを記載するよう意見した。こうした検定意見の背景には、先の「原子力PA方策の考え方」において、教科書の原子力についての記述は「原子力発電や放射線は危険であり、できることなら存在してもらいたくないといった感じが表れている。書き手が自信がなく腰の引けた状態で書いている。これではだめだ。厳しくチェックし、文部省の検定に反映させるべきである。さらに、その存在意義をもっと高く評価してもらえるように働きかけるべきだ。」（甲A38号証、P. 6）と記されていたことも影響している。

さらに、被告国や被告東京電力をはじめとする電力会社は、原子力発電所の「優

位性」と「安全神話」を定着させるべく、「原子力教育支援事業」として「出前授業、施設見学、ポスターコンクール」などを行ったり、教科等で使う指導資料を無料配布し、教員や児童・生徒に原発見学会を促して原子力PR館等の広報施設見学を企画するなど行ってきた。

例えば、副読本として、小学生用には「わくわく原子カランド」、中学生用には「チャレンジ！原子力ワールド」が配布された。高校生用には、日本原子力文化振興財団が作成した「総合的な学習の時間のためのワークシート教材」が配布されるとともに、全3巻462ページの「資料・エネルギーと環境」が各高校に置かれた。さらに、電気事業連合会が作成した全ページカラーの「環境とエネルギー」などの資料も無料配布された。こうした副読本の中では、漫画などで、原子力の必要性、安全性が強調されるとともに、事故については過小評価されており、否定的な資料はほとんど見られなかった。

また、例えば、財団法人福島県原子力広報協会のように、「原子力を考える日」事業を開催し、立地自治体の小中学生に対して絵画・書道展表彰、作文発表、シンポジウムなどのイベントを行い、発表させた作文を県の監修する雑誌に掲載するなどして原子力が安全であることを子どもたちの口を通して語らせた（甲A39号証、「アトムふくしま」2004年3月28日付臨時増刊号）。

#### 第4 まとめ

以上のように、日本の原子力政策は、「国策民営」のもとで進められたが、国内外の様々な事故・不祥事等を経て、その内容を転換する機会が何度もあったにもかかわらず、転換されることはなかった。むしろ、メディアや教育現場などを通じて、国民に原子力の「安全神話」を植え付け、固く結束された「原子カムラ」のもとで批判する動きを封じ込めてきた。その結果、原子力政策を推進してきた被告らにおいては、これを維持するために、原発の危険性、安全対策、過酷事故のリスクなど

について、軽視することとなった。

こうして被告国は、原告らが訴状P. 104以下で主張するとおり、原子力事業者に対する規制権限を適切に行使することがなかったばかりでなく、むしろ積極的に原子力政策を推進させ、「安全神話」を先導する役割を果たしてきた。また、被告東京電力も、原告らが訴状P. 123以下で主張するとおり、地震・津波による危険性を認識していたにもかかわらず、その危険性を除去し安全性を確保するための手段を講じてこなかったのである。

そして、未曾有の被害である本件原発事故が引き起こされた。

以上